

令和 5 年 2 月

(第 2 回)

京 都 府 教 育 委 員 会 会 議 録

1	開 会	令和 5 年 2 月 21 日	午後 2 時
	閉 会	令和 5 年 2 月 21 日	午後 2 時 35 分

2 出席委員等

前 川 教 育 長 小 畑 委 員 千 委 員

安 岡 委 員 鈴 鹿 委 員

3 欠席委員

藤 本 委 員

4 出席事務局職員

木上 教育次長

村山 教育監

大路 管理部長

吉村 指導部長

石澤 総務企画課長

森 文化財保護課長

大上 保健体育課参事

芝崎 総務企画課主幹兼係長

久江 総務企画課副主査

5 議事の概要

(1) 開会

教育長が開会を宣言

(2) 報告事項

ア 臨時代理議決の報告について

第6号議案 令和5年2月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見について

【石澤総務企画課長の報告】

- 令和5年2月府議会定例会提出見込議案において、知事から意見を求められた件について、異議がない旨の教育長代理議決を行ったので報告する。

本議案は、資料の6-4頁に記載された、損害賠償請求事件に係る控訴の件についてのものである。

まず、本事件の原因となった事案の概要について説明する。

平成27年5月10日、京都府立北稜高等学校自転車競技部に在籍していた原告生徒が、同部の練習で学校から滋賀県高島市まで自転車で走行した復路において、学校へ帰るべく同部に在籍している他の生徒と共に下り坂のカーブを走っていたところ、原告生徒がカーブを曲がり切れずガードレールに接触して飛ばされ、ガードレールの外側にあった側溝に転落し、脊髄損傷による下半身麻痺の後遺障害を負ったものである。

続いて、双方の訴えの内容について説明する。

原告は、当該交通事故については、練習現場である道路の急傾斜及び路面の凹凸状況の把握の不十分性、下りの走行方法についての注意義務を怠ったこと等、学校側に過失があったために発生したものであると主張し、被告に対し、金1億7,300万円余りの損害賠償を求めて提訴していたものである。

これに対し、被告である京都府は、事故当日においても事故回避のために必要とされる指導や配慮は事前に実施し、練習コース、本人の力量、他の生徒との間隔等を見極めを慎重に行っていたこと、また、出発直前にも下り坂でのスピードの減速の指導を行っていたこと等から、当該事故に係る京都府の過失はなく、請求はすべて棄却されるべきと主張していた。

続いて、本事件の提訴及び判決について説明する。

本件訴訟は、平成30年2月27日に原告が京都地方裁判所に提訴し、令和5年2月9日に判決が言い渡されたものである。

判決は、京都府が原告を上級生とともに走行させることに伴い、特別な指導を行うべき注意義務を負っていたのにも関わらず、それを行わなかったこと等から、京都府の過失を一部認め、被告が原告に対し、金7,300万円余り及びこれに対する事故当日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払うこととして、原告の請求を一部認めた。

京都府としては、本判決を不服として、判決中の本府の敗訴部分の取り消しを求め、大阪高等裁判所へ控訴するものである。

【質疑応答】

○ 安岡委員

部活動中における負傷であるが、傷害保険等はどうなのか。

○ 大上保健体育課参事

学校管理下の部活動中における負傷であり、負傷者の保護者に対し、入学時に加入している日本スポーツ振興センターから災害共済給付金が支払われるほか、高校生の傷害保険にも加入しており、それらに係る補償金等の支払いは終わっている。

○ 安岡委員

それら保険金とは別に損害賠償請求を提訴されているということか。

○ 大上保健体育課参事

そのとおりである。

○ 安岡委員

スポーツ振興センターからの災害共済給付金の額はどの程度なのか。

○ 大上保健体育課参事

スポーツ振興センター及び高校生の傷害保険から、後遺障害に対する補償金等が合わせて約4,400万円支払われている。

イ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更に伴うマスク着用の取扱い等について

【村山教育監の報告】

○ 府立学校児童生徒の陽性者推移は、資料1頁に掲載のとおり、第8波に入ってから以降、12月から1月上旬にかけて増加傾向にあったが、それ以降は減少傾向に転じている。

資料2頁は、府立学校児童生徒の直近4週間の日ごとの陽性者数と週平均であるが、前回報告以降も減少傾向が続いており、学級閉鎖もほとんどない状況である。

小中学校の児童生徒についても、資料は付けていないが、同様の傾向にあると把握している。

一方、季節性インフルエンザが流行し、昨年度比でも大幅に増加しており、本日までの累計で全校種において229学級の学級閉鎖が生じている。

こうした中、既に御承知のとおり、2月10日に開催された国の対策本部会議において、マスク着用の考え方の見直しが決定され、学校の卒業式における取扱いに関する考え方が示されたので、その概要について説明する。

資料3頁を御覧いただきたい。

屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の判断に委ねることを基本とし、政府はその判断に資するよう、マスクの着用が効果的な場面を示すこととされている。

このマスク着用の考え方の見直しは、3月13日から適用するほか、学校については4月1日から適用することとし、それまでの間はこれまでの考え方に沿った対応をすることが示されている。

学校における対応については、資料5頁に示され、同頁の中段において、上

記見直し時期にかかわらず、4月1日より前に実施される卒業式におけるマスクの着用については、その教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せずに出席することを基本とし、その際の考え方を示すこととされている。

今説明した日程の枠組みを資料7頁に整理しており、御覧いただきたい。

社会全般でのマスク着用については3月13日から見直し、学校の卒業式についてはそれに先だって見直し、学校教育活動全般については4月1日から見直しとなっている。

ちなみに府内公立学校における卒業式の日程は、小学校が3月17日～23日、中学校が3月13日～16日、府立高校が3月1日、府立特別支援学校が3月1日～17日に予定されている。

こうした国の対策本部会議での決定を受け、2月10日、文部科学省から卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方が示され、その内容を踏まえ、府教育委員会においては、2月13日、資料8頁に記載のとおり各学校長宛てに通知を発出した。

資料は11頁を御覧いただきたい。

前文のところで、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒及び教職員は式典全体を通じてマスクを着用せずに出席することを基本とした上で、実施に当たっての基本的な方針を定めている。

基本的な考え方としては、児童生徒及び教職員については、入退場、式辞・祝辞等、卒業証書授与、送辞・答辞の場面など、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とし、来賓や保護者等はマスクを着用するとともに、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、参加人数の制限は不要としている。

児童生徒の入退場時は、マスクを外して差し支えないとしている。

壇上での校長等による式辞や来賓等による祝辞、開式・閉式の辞等の時は、十分な身体的距離が確保されていることから、児童生徒や校長や来賓等も、マスクを外して差し支えないとしている。

卒業証書が授与される時は、児童生徒、校長等はマスクを外して差し支えないとしている。

在校生送辞、卒業生答辞の場面においては、十分な身体的距離が確保できることから、送辞・答辞を述べる児童生徒、また、それを聞く児童生徒もマスクを外して差し支えないとしている。

国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」等を実施する時は、マスクの着用など一定の感染症対策を講じた上で実施することとしている。

留意事項としては、卒業式の実施に当たっては、効果的な換気などの必要な感染症対策を講じること、来賓や保護者等に対してはマスクの着用を求めるとともに、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保し、その上で、感染対策上での来賓や保護者等の参加人数の制限は必要ないとし、普段と異なる症状のある者については、卒業式への参加を控えるよう徹底することとしている。

また、基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できなかったりする児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないように注意するとともに、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見

等がないよう適切に指導を実施し、卒業式の実施方法については、児童生徒や保護者に対して、丁寧な説明や情報発信を行うこととしている。

そのほか、公立の幼稚園・認定こども園の卒園式については、小学校就学前の幼児に対しては、これまでもマスク着用を一律に求めないとしてきたところであるが、地域の感染状況等を踏まえ、必要に応じて今回の取扱いを参照することとしている。

本通知では、文部科学省が示したこの基本的な考え方に沿って、各学校で必要な検討や取組を進め、適切に対応することとしている。

なお、式典中はマスクを外すことが基本となっているが、例えば府立高校においては、大学入試を控えていることや基礎疾患がある等の様々な事情により、感染不安等からマスク着用を希望する生徒がいることも予想され、各学校には、マスクを必ずしも外さなければならないという訳ではないことを踏まえ、くれぐれもマスクの着脱を強いることがないよう十分留意することや、マスク着用の有無による偏見や差別の防止などについて、通知を発出する際に重ねて連絡している。

また、マスクの取扱いも含めた卒業式の実施方法については、児童生徒や保護者、来賓等に対して事前に丁寧な説明や情報発信を行うことについても、改めてお願いしている。

本件は、最初に説明したとおり、卒業式に限定した対応であり、それ以外の学校生活におけるマスク着用の見直しは4月1日からとなっており、3月中の卒業式以外の学校教育活動においては、これまでどおり、衛生管理マニュアルや通知等を踏まえて対応することを併せて周知している。

報告は以上であるが、卒業式は学校生活の節目となる重要な行事であり、児童生徒にとっても特別な意味を持つ大切な機会であることを踏まえ、各学校で必要な検討や取組を進めていただくことが大切と考えている。

特に中学校や高校の3年生等は、入学時から臨時休業があり、そのときからマスクを着用したままで様々な制約の中で学校生活を送ってきたことから、卒業時にはマスクを外して臨みたいという生徒や保護者もいると思う。

逆に健康上の理由や感染不安、特に入試を控えた時期であることなどから、マスクを外すことに不安を感じている児童生徒や保護者もいると思う。

こうした様々な思いや不安を受け止め、マスクを外すことを基本としながらも、一律にマスクを外すよう求めるのではなく、個人の状況に寄り添って丁寧に対応し、マスクの着用の有無による差別・偏見等がないように適切に指導することについて、引き続き各学校等をお願いしていきたいと考えている。

【質疑応答】

○ なし

ウ 令和4年度京都府暫定登録文化財の登録について

【森文化財保護課長の報告】

○ 京都府文化財保護審議会で報告し、承認をいただいた今年度の暫定登録文化財35件の登録について報告する。

まず、資料1頁を御覧いただきたい。

今年度暫定登録の全体件数35件の内訳を示している。

建造物 4 件、美術工芸品30件、記念物・史跡 1 件である。

資料では、3・4 頁に代表事例の解説、5・6 頁に代表事例の写真、7 頁にこれまでの暫定登録総件数、8 頁以降は、文化財の種別毎の一覧をそれぞれ掲載している。

続いて、主な暫定登録文化財について簡単に御紹介する。

資料 5 頁を御覧いただきたい。

左上の写真は、福知山市に所在する建造物・大歳神社本殿である。

享保 5 年（1720年）に建立された一間社流造の本殿で、丹波地域に残る近世の神社本殿として貴重である。

左下の写真は、木津川市の西明寺に所蔵されている美術工芸品・絵画・絹本着色不動明王四十八童子像である。

南北朝時代から室町時代にかけての制作と考えられる絵画で、中央に不動明王を描き、その左右下方に24人ずつ合わせて48人の童子が蓮華を執る姿で描かれており、ほかに類を見ない珍しい作例として貴重である。

右下の写真は、和束町の大智寺に所蔵されている美術工芸品・彫刻・木造韋駄天立像である。

大智寺に伝来した韋駄天像で、昭和51年の解体修理の折に、後頭部内から鎌倉時代の嘉暦元年（1326年）に制作されたことが確認でき、制作年の明らかな韋駄天像の優品として貴重である。

像の高さは約65cmを誇る。

右上の写真は、木津川市の個人蔵の美術工芸品・古文書・岡田国神社文書である。

木津川市木津の岡田国神社の宮司家に伝来した資料で、同神社は木津郷の氏神で菅原道真を祭神としており、室町時代から明治時代までの史料を含み、中世の祭礼の様子を伝える等、貴重な史料である。

続いて、資料 6 頁を御覧いただきたい。

上段の写真は、美術工芸品・考古資料・旧石器（上野遺跡出土）である。

京丹後市丹後町に所在する上野遺跡から出土した旧石器で、約3万6000年前のものであり、現時点で京都府内最古の旧石器である。

登録対象となる石器は22点である。

下段の写真は、亀岡市に所在する記念物・史跡・法常寺境内である。

法常寺は、江戸時代前期の開山以来の景観を良好に保っており、京都府を代表する近世寺院と評価できる。

今年度の暫定登録文化財についての報告は以上である。

【質疑応答】

○ なし

エ 恭仁宮フォーラムについて

【森文化財保護課長の報告】

○ 去る 2 月 4 日（土）、史跡「恭仁宮跡」発掘50周年と文化庁移転記念事業として、恭仁宮フォーラムを国立京都国際会館で開催した。

事前申込み制としたが、早々に定員が埋まり、当日の参加者は500人以上であった。

恭仁宮は、西暦740年に聖武天皇が平城京から移した都であり、平安京や長岡京以前に、京都府に存在した都である。

京都府教育委員会では、昭和48年以来、継続的に調査を実施してきており、かつては「幻のみやこ」とも呼ばれていたが、発掘調査によって、実在することが証明され、その規模や内部の様相なども徐々に明らかになってきている。

フォーラム登壇者には、京都府文化財保護審議会委員でもある瀧波貞子氏や上原真人氏のほか、文化庁の山下文化財第二課長に加え、スペシャルゲストとして昨年度の直木賞受賞作家である澤田瞳子氏を迎え、基調講演の後、トークセッションを行った。

澤田氏は、主に歴史小説を執筆されており、恭仁宮と同時代の作品も多く発表されている。

歴史的には重要な位置を占めているもののあまり知られていない恭仁宮のことについて、多くの方に知っていただく機会となったと考えている。

また、関連事業として、フォーラム翌日の2月5日には、現地での見学会を実施し、198名の参加があり、さらには、2月18日（土）・19日（日）には、イオンモール高の原において、古代瓦作り体験等、主に子ども向けのイベントを行い、ファミリー層中心に約1,200人の参加者があった。

今後も引き続き、恭仁宮の知名度アップにつながる取組を進めて参りたいと考えている。

【質疑応答】

○ 小畑委員

恭仁宮フォーラムについては、是非とも参加したかったが、都合がつかず参加できなかったのが、残念に思っている。

資料には、基調講演の要旨が記載されているが、トークセッションの記録もあるのか。

○ 森文化財保護課長

記録映像を撮っており、今後、こういった形で活用できるか検討したい。

また、イオンモール高の原で開催した関連普及啓発イベントでは、背景に大型スクリーンを設置し、フォーラムのトークセッションの様子も映し、それを見られた親御さんも沢山おられた。

○ 小畑委員

京都・観光文化検定の試験で「平城京の次の都はどこか」というような問題が出ていた記憶がある。

○ 前川教育長

フォーラムに参加したが、瀧波貞子氏の基調講演では、それぞれの遷都の背景等を探るような話を大変面白く講演された。

平城京前後は小説であり舞台にならず、歴史ロマンを感じる話であった。

○ 小畑委員

講演資料は配布するのか。

○ 森文化財保護課長

約2,000部を作成し、既に配布させていただいた。

- 小畑委員
今回の映像記録について、何らかの形で見られるように検討してほしい。
- 森文化財保護課長
検討させていただく。

(3) 閉会

教育長が閉会を宣告

